

選挙費用の公費負担について

1 公職選挙法の一部改正について

候補者の負担を減らし、候補者間の選挙運動の機会均等を図り、また、多様な人材の議会参加を促進する環境を整備することを目的として、公職選挙法の一部改正が行われました。これにより、これまで都道府県と市のみを対象としていた選挙公営制度（選挙運動費用の一部を町が負担する仕組み）を、条例で定めることにより町村にも同様に拡大することが可能となりました。また今回の法改正により、町村議会議員選挙に伴う供託金制度が新たに導入されました。

2 地方選挙の選挙公営と供託金

選挙区分	公営の有無			供託金額
	選挙運動用 自動車	選挙運動用 ポスター	選挙運動用 ビラ	
都道府県知事	○	○	○	300 万円
都道府県議会議員	○	○	○	60 万円
市長	○	○	○	100 万円 ※政令指定都市 240 万円
市議会議員	○	○	○	30 万円 ※政令指定都市 50 万円
町村長	× → ○	× → ○	× → ○	50 万円
町村議会議員	× → ○	× → ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象	無し ↓ 供託金導入 15 万円

※候補者の得票数が一定数（「供託物没収点」という）に達しない場合、供託金は没収となり、選挙に要した経費の公費負担が適用されません。

【町長選挙】 供託物没収点＝有効投票の総数÷10

【町議会議員選挙】 供託物没収点＝（有効投票の総数÷議員定数）÷10

3 公費負担額の算定

① 選挙運動用自動車

契約の種別	限度額
一般配送契約 (ハイヤー方式)	1日1台 64,500円 (法定単価) × 5日 (選挙期間) = 322,500円
その他の契約 (個別契約方式)	① 自動車借入契約 1日1台につき 15,800円 (法定単価) × 5日 (選挙期間) = 79,000円
	② 燃料供給契約 1日 7,560円 (法定単価) × 5日 (選挙期間) = 37,800円
	③ 運転手雇用契約 1日1人 12,500円 (法定単価) × 5日 (選挙期間) = 62,500円

② 選挙運動用ビラ

選挙の区分	限度額
町長選挙	1枚 7,51円 (法定単価) × 5,000枚 (法定枚数) = 37,550円
町議会議員選挙	1枚 7,51円 (法定単価) × 1,600枚 (法定枚数) = 12,016円

③ 選挙運動用ポスター

選挙の区分	限度額
町長選挙	(525.06円×ポスター掲示場の数+310,500円) ÷ポスター掲示場の数 ※上限枚数は、掲示場の数の2.0倍以内で別に定めたものとする。
町議会議員選挙	

上記①、②、③において、いずれも、表にある法定単価、法定枚数等は国で定める上限となるため、芽室町の実状に合わせた設定を行い、条例において整理するものです。

4 施行日

条例公布の日から施行し、同日以後にその期日が告示される選挙から適用する。